

指定自動車整備事業者による封印制度



一般社団法人 沖縄県自動車整備振興会

平成29年4月1日 改正

平成 年 月 日

確 約 書

一般財団法人 沖縄県自動車標板協会 殿

指 定 番 号 第 号
事 業 者 氏 名
又 は 名 称 ⑩
住 所
事 業 場 名 称 ⑩
事 業 場 所 在 地
電 話

当社が販売する中古車の新規登録の際に要する封印の取付作業、整備のために取外した封印、変更登録、移転登録若しくは番号変更のために取外した封印及び再交付又は交換のために必要となる封印の取付作業を行うことを希望し、平成 年 月 日付けで、一般社団法人沖縄県自動車整備振興会にこれらの封印の取付作業に係る指定自動車整備事業者である旨を届け出をしたところですが今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取扱に関しては、別紙の指定自動車整備事業者である事業場も含めて貴殿の使者として封印の取付作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするとき、当該中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証等の写を提示するとともに、整備のために取外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取外した写真を、変更登録、移転登録若しくは番号変更のために必要となる封印の取付作業には、登録事項等通知書及び旧自動車検査証の写を、再交付又は交換のために必要となる封印の取付け作業には、承認印のある交換再交付申請書の写し及び出張封印確認書を提示します。
3. 出張封印方式による封印の取付作業を行う際には、出張封印確認書を運輸支局等の窓口へ提出し確認を受け、かつ、施封後は取外した自動車登録番号標を遅滞なく交付代行者に返納します。
4. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
5. 事業場ごとに封印取付台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。また、封印取付台帳のほか、中古新規車については、譲渡証明書の写及び保安基準適合証等の写、整備のための取り外した封印の取付作業が必要な自動車については、車検証の写、顧客からの整備依頼の書面及び取外した写真（車台番号の拓本又は写真を撮っている場合は、当該拓本または写真を含む。）、変更登録、移転登録若しくは番号変更のために必要となる封印の取付作業には、登録事項等通知書の写し及び旧自動車検査証の写を、再交付又は交換のために必要となる封印の取付け作業には、交換再交付申請書の写し及び出張封印確認書の写しを保存します。
6. 取外した封印については、確実に回収します。
7. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
8. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
9. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときには、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
10. 貴殿から封印の取付け作業を行わせない事となった旨の通知を受けたときにはそれに従います。

指定自動車整備事業者が実施する封印取付け作業に係る遵守事項

一般社団法人沖縄県自動車整備振興会

1. 封印取付け作業を行う者は、甲種受託者と当振興会が取り交わした確認書及び甲種封印受託者に提出した確約書の各項目を熟知し、厳守すること。
2. 当該封印取付け作業を行う指定自動車整備事業場（以下「事業場」という。）の代表者（以下「代表者」という。）は、封印取付け責任者（以下「封印責任者」という。）を選定し、その業務に対する確かな指導を行うとともに、封印取扱いの意義等の認識について周知徹底を図ること。
3. 封印責任者は、封印に関する法令及び通達等に精通し、違反のないよう業務を遂行すること。
4. 封印受領書は、甲種封印受託者と当振興会とが定めてものをしようすること。
5. 封印、自動車登録番号標及び封印取付け台帳の保管に当たって代表者及び封印責任者は、紛失、盗難、損傷等の恐れが生じないように施錠できる場所に保管管理すること。
6. 封印取付け作業の実施に当たって代表者又は封印責任者は、自動車検査証に記載された車台番号及び登録番号が、現車の車台番号及び登録番号と同一であることを確認した後でなければ、施封の指示をしないこと。
7. 封印取付け作業の実施に当たっては、甲種封印受託者に対し届け出た所在地の事業場以外の場所で封印取付け作業を行わないこと。
8. 封印責任者は、施封後速やかに封印取付け台帳へ記載すること。また、代表者は、その実態を把握すること。
なお、台帳の記載に当たっては、「封印取付け者氏名」欄に、施封責任者又は補助者名（フルネーム）を記入すること。
9. 整備のために取り外した封印について確実に回収するとともに、封印に打損等が発生した場合、代表者は速やかにその旨を甲種封印受託者に報告し、指示を受けること。
10. 中古新規車に関する譲渡証明書（写）、整備のために取り外した封印の取付けに関する整備依頼の書面、取り外した状況を示す写真（車台番号の拓本又は写真を撮っている場合は当該拓本または写真を含む。）、及び封印取付け台帳は、2年6カ月間保存すること。
11. 事業場は、届け出した氏名又は名称、指定番号、住所、電話番号等に変更が生じた場合は、速やかに当該振興会に届け出ること。
12. 乙種受託者又は丙種受託者に係る封印取付け作業も併せて実施している事業場では、これらに係る封印と絶対に混用又は流用しないこと。

以上

封印取付け作業に係る指定自動車整備事業者届出書

一般社団法人 沖縄県自動車整備振興会々長 殿

平成 年 月 日

事業者氏名
又は名称

⑩

住 所

電 話 番 号

設 立 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	沖指・沖特指 第 号
事 業 場 名 称	
事 業 場 所 在 地	
資 本 金 等	円
従 業 員 数	人
年間中古車販売台数	台
新規登録先運輸支局等	沖縄総合事務局陸運事務所
整備のために取り外した 封印取付けの事業場数	ヶ所
年 間 整 備 台 数	台
備 考	

- 注) 1. 本届出書は、事業場ごとに作成のうえ、提出すること。ただし、整備のために取り外した封印の取付けを行うための事業場が甲種受託者の管内に複数の営業所等がある場合には、別紙様式の一覧表を添付すること。
2. 従業員数は、役員を除いた党が事業場の従業員数を記載すること。
3. 年間中古車販売台数欄は、最近1年間における中古車の販売台数を記載すること。
4. 年間整備台数欄は、最近1年間における顧客から整備依頼のあった件数を記載すること。
5. 新規登録先運輸支局等は、中古車の主たる新規登録先の運輸支局名又は自動車検査登録事務所名を記載すること。

指定自動車整備事業者に係る封印受領書

平成 年 月 日

一般財団法人 沖縄県自動車標板協会 殿

下記の自動車に取付ける封印（ ）個）を受領しました。

記

	自動車登録番号	車台番号	備考
1			
2			
3			
4			
5			

指定番号 第 号

指定自動車整備
事業者の氏名
又は名称

印

住 所

電 話 番 号

()

封印受領者の
氏 名

※備考欄には、中古新規・変更・移転・再交付・交換の別を記載して下さい。

指定自動車整備事業者に係る封印受領書

平成 年 月 日

一般財団法人 沖縄県自動車標板協会 殿

下記の自動車に取付ける再封印用の封印（ 個）を受領しました。

記

	再封印	自動車登録番号	車台番号
1	再封印		
2	再封印		
3	再封印		
4	再封印		
5	再封印		

指 定 番 号 第 号

指定自動車整備
事業者の氏名
又は名称

印

住 所

電 話 番 号

()

封印受領者の
氏 名

封印取付け台帳（中古新規等・再封印兼用）

平成 年度

事業場名称

整理 No.	登録年月日	自動車登録番号	車台番号	封印取付け 年 月 日	封印取付け者 氏 名	備考
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		
	年 月 日			年 月 日		

※備考欄には、中古新規・変更・移転・再交付・交換・再封印の別を記載して下さい。

整備依頼書

殿

整備依頼者（自動車検査証に記載されている所有者もしくは使用者名）

氏名又は 名称	
住 所	

整備依頼車両

登録番号	
------	--

封印を取り外した状況写真

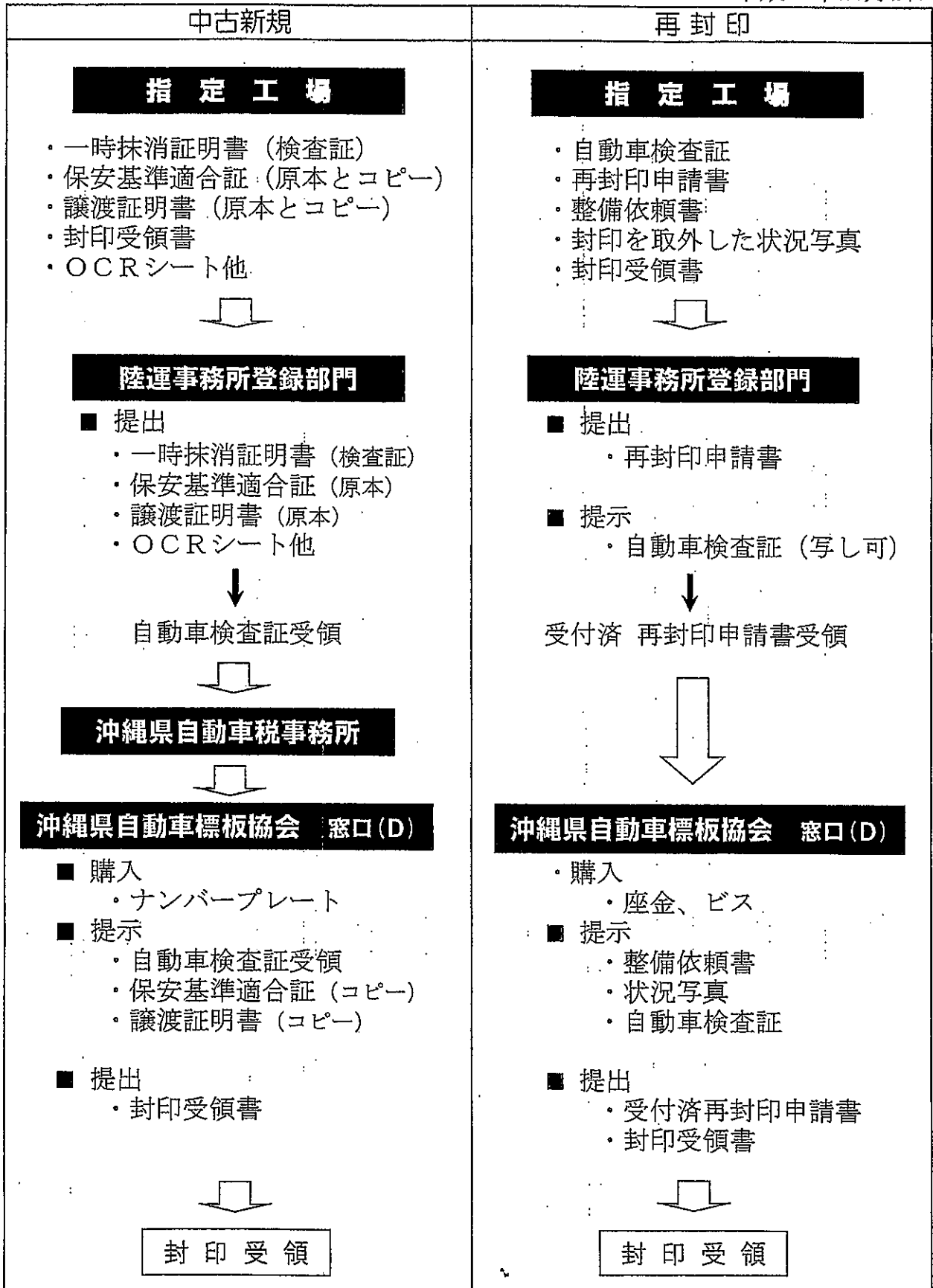
写真添付ヶ所

車両後部のプレートを中心として、
封印の状態がわかるもの)

写真は、デジカメ、ポラロイド等
いずれでも可能です。

封印手続きの流れ

平成18年12月1日



2年6ヶ月間保存書類

・譲渡証明書 ・整備依頼書 ・封印取付け台帳 ・封印が取外された状況写真

※ 保安基準適合証と譲渡証明書は、申請前にコピーしておくこと。

記入例

旧所有者と新所有者の間に、必ず指定工場名が入らなければならない。

第21号様式 (譲渡証明)

譲 渡 証 明 書

次の自動車を譲渡したことを証明する。

車 名	型 式	車 台 番 号	原動機の型式
譲渡年月日			
譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所			譲渡人印
抹消証明書に記載されている所有者			ⓐ
・法人にあっては、名称及び住所			法人は法人印
株式会社 沖縄整備振興会 代表取締役 山田太郎 浦添市港川512-20			
・個人にあっては、工場名と代表者氏名及び住所			個人は個人印
沖縄整備振興会モータース 山田太郎 浦添市港川512-20			
新所有者			
備 考			印鑑は、確約書に押印

(注) 型式の変更等があった場合は、備考欄に記入すること。

経 由 印	経 由 印
-------	-------

課長	官	審査	受付
----	---	----	----

受 付 印

記入例

自動車登録番号標の^{再交付}_{再封印}申請書

沖縄総合事務局
陸運事務所長 殿

平成 年 月 日

申請人の住所氏名または名称 (社) 沖縄県自動車整備振興会 会長 山田太郎

自動車登録番号					
車 名	型 式	車台番号	原動機の型式	申請の区分	前面標板再交付 後面標板再交付 再 封 印
再交付または再封印を受ける理由	紛失 盗難 き損 識別困難	※			

※ 申請人は、所有者若しくは使用者とする

記入例

指定自動車整備事業者に係る封印受領書

平成 年 月 日

一般財団法人 沖縄県自動車標板協会 殿

下記の自動車に取付ける封印 (1 個) を受領しました。

記

	自動車登録番号	車台番号	備考
1	沖縄 555 あ 1234	YWSH10-12345	中古新規
2			
3			
4			
5			

指定番号 第 1234 号

※ 確約書及び譲渡証に記載した名称・印鑑と同一とします。

指定自動車整備事業者の氏名又は名称

(株)沖縄整備振興会
代表取締役 山田 太郎



住 所

浦添市港川512-20

電 話 番 号

098(877)12345

封印受領者の氏名

山田 花子

※備考欄には、中古新規・変更・移転・再交付・交換の別を記載して下さい。

記入例

整備依頼書

(株)沖縄整備振興会 殿

整備依頼者 (自動車検査証に記載されている所有者もしくは使用者名)

氏名又は名称	山田 太郎	
住 所	浦添市字港川 512-20	

整備依頼車両

認印可

登録番号	沖縄 500 ゆ 85
------	-------------

封印を取り外した状況写真



記入例

整備依頼書

(株)琉球自動車オートサービス 殿

整備依頼者 (自動車検査証に記載されている所有者もしくは使用者名)

氏名又は 名称	山田太郎
住所	浦添市字港川 512-20

整備依頼車両

登録番号	沖縄 500 ゆ 85
------	-------------

封印を取り外した状況写真



経 由 印 経 由 印



課長	官	審査	受付

受 付 印

自動車登録番号標の^{再交付 再封印}申請書

沖縄総合事務局

陸運事務所長 殿

平成 年 月 日

申請人の住所氏名または名称 (社)沖縄県自動車整備振興会 会長 山田太郎

自動車登録番号					
車 名	型 式	車台番号	原動機の型式	申請の区分	前面標板再交付 後面標板再交付 再 封 印
再交付または再封印を受ける理由	紛 失 盗 難 き 損 識 別 困 難	※			

※ 申請人は、所有者若しくは使用者とする